

プラスチック分別収集の方法 検討項目一覧

プラスチック分別収集の方法について、検討項目ごとに判断基準 A～D を基に確認し、実施内容を選択した。

- A：区民にとってわかりやすく、やりやすい
 B：区民への意識啓発・区民行動や方向性
 C：資源化を増やす
 D：法制度との一体性

検討項目	選択項目	選択判断基準				備考
		A	B	C	D	
(1) プラスチック分別収集する対象物						
プラスチック製品の形体						
プラスチック単体のみ	○	*				区民が取り組みやすい方法から始め、様子をみて段階的に対象を増やす。
プラスチック以外のもの(金属等)と一体となったもの						
プラスチック製品の状態						
汚れ付着や異臭がしないもの		*				分別判断のしやすさから始める。
汚れ付着や異臭がしているもの						
プラスチック製品の状態(大きさ)						
大きさ30センチ未満		*				粗大ごみの分別ルールに合わせる。
大きさ50センチ未満						
(2) 排出方法						
プラスチック排出方法						
容リプラと製品プラを分ける						
容リプラと製品プラを分けずに入れる(一括回収)		*			*	
排出のためにプラスチックを収納する容器種別						
プラスチック製袋に入れる(レジ袋や市販ポリ袋)		*				
プラスチック製以外の袋などに入れる(紙や段ボール等)						
収納容器に入れる(ごみ出し用容器)						
収集場所						
資源・ごみ集積所		*	*	*		
拠点回収(回収ボックス方式)						
拠点回収(回収員手渡し方式)						
(3) 収集方法						
収集回数						
週1回		*				プラスチックごみの減量化が進んだ時には回数を減らす。
週1回より増やす(週2回以上)						
週1回より減らす(月2回、隔週など)			*			
収集日						
プラスチックの日を設定			*			
資源の収集日						
資源以外の収集日(可燃、不燃、ペットボトル)						
(4) 搬入先						
区内施設						
区外施設						
(5) 再商品化						
再商品化手法						
材料リサイクル(マテリアルリサイクル)						
ガス化アンモニア製造(ケミカルリサイクル)						
コークス炉化学原料化(ケミカルリサイクル)						
再商品化の方法						
プラ新法第32条の活用(再商品化手法は選択できない)						
プラ新法第33条の活用(再商品化手法を選択できる)						
独自処理(全費用区負担、再商品化手法を選択できる)						
(6) 経費						
経費をできる限り優先						
経費よりも資源化を優先						
有料化をしてでも実施						
(7) 実施時期						
実施エリア						
区内全域同時						
一部地域から順次						